

議案第 27 号

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の要件を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年調布市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「に規定する」を「第1号に掲げる」に、「修了した者」を「修了した者であって、当該研修又は同項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年度までに主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）を修了した者に対するこの条例による改正後の調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定の適用については、同条第6号中「当該研修又は同項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して」とあるのは、「平成31年3月31日までに及び同日以後」とする。

3 平成24年度及び平成25年度に研修を修了した者に対する改正後の条例第2条の規定の適用については、同条第6号中「当該研修又は同項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して」とあ

るのは、「平成32年3月31日までに及び同日以後」とする。